奥州市監査委員告示第８号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第７項の規定に基づき行った財政援助団体等監査の結果を、同条第９項の規定により次のとおり公表する。

令和元年５月31日

奥州市監査委員　千　田　　永
奥州市監査委員　千　葉　洋　一
奥州市監査委員　加　藤　　清

１　監査の概要

(1) 監査の実施期日

予備監査　平成31年２月19日、20日及び21日
本監査　平成31年２月22日及び25日

(2) 監査の対象

法第244条の２第３項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているもの

団体名	施設の名称	担当部課等
奥州市水沢南自治振興会	奥州市水沢南地区センター	協働まちづくり部地域づくり推進課
姉体町振興会	奥州市姉体地区センター（奥州市地区センター条例及び奥州市姉体地区センター条例に基づく施設）及び姉体地区農村広場	
広瀬振興会	奥州市広瀬地区センター及び江刺農業構造改善センター	
玉里振興会	奥州市玉里地区センター及び江刺農業者トレーニングセンター	
伊手振興会	奥州市伊手地区センター	
田原振興会	奥州市田原地区センター及び江刺農業者健康増進センター	

(3) 監査事項

平成29年度に市が公の施設の管理を行わせているものに係る出納その他の事務の執行

(4) 監査の目的及び着眼点

公の施設の管理について、事業等が目的に沿って適正かつ効率的に行われているか、団体及び市の事務が適正に執行されているか、市の団体に対する指導監督が適切に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

(5) 監査執行上の除斥

法第199条の２の規定により、奥州市水沢南地区センターの管理を行わせている奥州市水沢南自治振興会の監査において、千田永監査委員を除斥した。

２　監査の結果

(1) 奥州市水沢南自治振興会

施設の名称　奥州市水沢南地区センター
協定期間　　平成28年４月１日から平成31年３月31日まで
指定管理料　10,356,000円（平成29年度）

根拠法令等　奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、同条例施行規則、奥州市地区センター条例、同条例施行規則、奥州市集会施設等使用料減免規則

監査の結果　公の施設の管理に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。
なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

(2) 姉体町振興会

施設の名称　奥州市姉体地区センター（奥州市地区センター条例及び奥州市姉体地区センター条例に基づく施設）及び姉体地区農村広場

協定期間　平成28年４月１日から平成31年３月31日まで

指定管理料　9,103,838円（平成29年度）

根拠法令等　奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、同条例施行規則、奥州市地区センター条例、同条例施行規則、奥州市姉体地区センター条例、同条例施行規則、奥州市農村公園条例、同条例施行規則、奥州市集会施設等使用料減免規則

監査の結果　公の施設の管理に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。
なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

(3) 広瀬振興会

施設の名称　奥州市広瀬地区センター及び江刺農業構造改善センター

協定期間　平成28年４月１日から平成31年３月31日まで

指定管理料　8,374,110円（平成29年度）

根拠法令等　奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、同条例施行規則、奥州市地区センター条例、同条例施行規則、江刺農業構造改善センター条例、同条例施行規則、奥州市集会施設等使用料減免規則

監査の結果　公の施設の管理に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。
なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

(4) 玉里振興会

施設の名称　奥州市玉里地区センター及び江刺農業者トレーニングセンター

協定期間　平成28年４月１日から平成31年３月31日まで

指定管理料　9,712,368円（平成29年度）

根拠法令等　奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、同条例施行規則、奥州市地区センター条例、同条例施行規則、奥州市農業者トレーニングセンター条例、同条例施行規則、奥州市集会施設等使用料減免規則

監査の結果　公の施設の管理に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。
なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

(5) 伊手振興会

施設の名称　奥州市伊手地区センター

協定期間　平成28年４月１日から平成31年３月31日まで

指定管理料　7,885,080円（平成29年度）

根拠法令等　奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、同条例施行規則、奥州市地区センター条例、同条例施行規則、奥州市集会施設等使用料減免規則

監査の結果　公の施設の管理に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。
　なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

(6) 田原振興会

施設の名称　奥州市田原地区センター及び江刺農業者健康増進センター

協定期間　平成28年４月１日から平成31年３月31日まで

指定管理料　9,059,588円（平成29年度）

根拠法令等　奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、同条例施行規則、奥州市地区センター条例、同条例施行規則、江刺農業者健康増進センター条例、同条例施行規則、奥州市集会施設等使用料減免規則

監査の結果　公の施設の管理に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。
　なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。